

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県後期高齢者医療保険料の減免に関する取扱要綱

令和2年6月24日

告示第6号

改正 令和3年6月16日告示第10号

令和4年3月31日告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「条例」という。）第18条第1項第5号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の負担軽減を図るため、後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(保険料の減免)

第2条 沖縄県後期高齢者医療広域連合長は（以下「広域連合長」という。）は、次の各号いずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した保険料を減免することができる。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症によりその者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ次のアからウまでの全てに該当する者

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(保険料減免の申請)

第3条 前条に規定する保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、以下の書類を広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第1号)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免調査票(様式第2号)
- (3) 収入減少等については所得証明書又は後期高齢者医療簡易申告書等(所得が分かるもの)
- (4) 死亡・入院等については、医師の診断書又は入院計画書等
- (5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 前項により、提出された申請書に対する処分の通知書は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書、後期高齢者医療保険料減免却下通知書によるものとする。

3 保険料の減免の申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情等により当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると広域連合長が認める場合はその限りでない。

(減免の適用)

第4条 減免の対象となる保険料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの
- (2) 令和2年度相当分又は令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの

(減免の算出基準)

第5条 第2条第1号の規定に該当する場合は、感染した被保険者及び生計維持者の合計所得金額、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額等にかかわらず、同一世帯に属する被保険者の保険料の全額を免除する。

2 第2条第2号の減免額は次の算式で得た減免対象保険料額に次表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額とする。ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を免除する。

減免対象保険料額＝A×B/C

A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計金額)

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持及び当該世帯に属する全ての被保険者につき

算定した前年の合計所得金額

| 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免の割合  |
|-----------------------|--------|
| 300万円以下であるとき          | 10分の10 |
| 400万円以下であるとき          | 10分の8  |
| 550万円以下であるとき          | 10分の6  |
| 750万円以下であるとき          | 10分の4  |
| 1,000万円以下であるとき        | 10分の2  |

(減免事由の消滅)

第6条 第2条の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合、直ちにその旨を広域連合長に申し出なければならない。

(減免の取消)

第7条 広域連合長は、第2条の規定により保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその者に係る保険料の減免の決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請やその他の不正の行為により保険料の減免を受けたものと認められるとき。

(2) 事情の変更により減免が不相当と認められるとき。

2 前項の規定により保険料の減免の一部又は全部を取り消したときは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度分及び令和２年度分保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和３年度分の保険料であって、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料については、なお従前の例による。